

介護保険料改定のお知らせ

介護保険料は3年ごとに見直しをしており、介護サービスにかかる費用等を基に決定します。小坂町は、平成27年度から9年間据え置いてきましたが、今後のサービス需要増加等の見込みにより、令和6年度から令和8年度の3年間の保険料を下記のとおり改定します。

基準月額 令和3～5年度 令和6～8年度
5,300円 → 6,100円

- ◆所得段階区分をこれまでの9段階から13段階へ細分化します。
- ◆第1～3段階の方の基準額に対する割合をこれまでより軽減します。
- ◆これまで積み立ててきた基金を活用し、保険料の増加幅を抑制しています。

区 分				段 階	基準額に 対する割合	保険料（円）	
町民税		所 得				年 額	(参考) 月 額
世帯	本人						
—	—	生活保護被保護者		第 1 段階	×0.285	20,860	1,739
非課税	非課税	老齢福祉年金受給者					
		課税 年金 収入 額 + 合計 所得 金額	80万円以下				
			80万円～120万円以下	第 2 段階	×0.485	35,500	2,959
			120万円超	第 3 段階	×0.685	50,140	4,179
課税		80万円以下	第 4 段階	×0.90	65,880	5,490	
	80万円超	第 5 段階	基準額	73,200	6,100		
—	課税	合計 所得 金額	120万円未満	第 6 段階	×1.20	87,840	7,320
			120万円～210万円未満	第 7 段階	×1.30	95,160	7,930
			210万円～320万円未満	第 8 段階	×1.50	109,800	9,150
			320万円～420万円未満	第 9 段階	×1.70	124,440	10,370
			420万円～520万円未満	第10段階	×1.90	139,080	11,590
			520万円～620万円未満	第11段階	×2.10	153,720	12,810
			620万円～720万円未満	第12段階	×2.30	168,360	14,030
			720万円以上	第13段階	×2.40	175,680	14,640

小坂町の要介護認定率は県内で低い水準にあるものの、近年は認定者数が増加傾向にあり、今後も、認定者数は一定の伸びが想定され、必要な介護保険料も増加しています。健全な介護保険運営のため、皆さまのご理解をお願いいたします。

前年の所得に応じた、令和6年度の保険料は6月にお知らせします。
詳細な保険料の内容については、6月のお知らせをご確認ください。



©かぶきん